

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護システム 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、生活保護システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

奈良県知事

## 公表日

令和6年3月22日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	生活保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務								
②事務の内容	<p>生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</p> <p>①保護の申請があった場合、その内容を生活保護システム(以下「システム」とする)にて登録・管理する。</p> <p>②申請世帯についてはシステムから照会文書を出し、保険会社・金融機関・年金事務所等への照会を行う。</p> <p>③保護開始以降はシステムにて受給世帯の現状を管理し、その上で各世帯の保護費の計算を行う。</p> <p>④保護費の返還等の事由が生じた場合には、システムにてその金額を算定し、徴収事務を行う。</p> <p>⑤就労開始により保護廃止となった世帯に対しては、システムで算定した就労自立支援給付金を支給する。</p> <p>⑥医療受診・介護保険利用状況もシステムにて登録・管理を行い、調書決裁の上、必要な医療券及び介護券を当該機関へ発行する。</p> <p>※医療扶助の実施にあたっては、医療扶助オンライン資格確認に関する以下の事務を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</li> </ul>								
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">[ 1万人以上10万人未満 ]</td> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	[ 1万人以上10万人未満 ]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
[ 1万人以上10万人未満 ]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満							
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満							
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	生活保護システム								
②システムの機能	<p>奈良県内の郡部福祉事務所で保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行うシステム。</p> <p>①保護の申請内容を登録・管理。</p> <p>②保険会社・金融機関・年金事務所等への照会文書の出力。</p> <p>③受給世帯の現状を管理し、各世帯の保護費の計算を行う。</p> <p>④保護費の返還金額を算定する。</p> <p>⑤就労自立支援給付金を算定する。</p> <p>⑥医療受診・介護保険利用状況の登録・管理を行い、調書、介護券を出力。</p> <p>※生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ医療券情報を連携</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 ( )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 ( )									

システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"><li>1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。</li><li>2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。</li><li>3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。</li><li>4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。</li><li>5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。</li><li>6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。</li><li>7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。</li><li>8 共通変換機能 既存システムの間接サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。</li><li>9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。</li><li>10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。</li></ul>
③他のシステムとの接続	<ul style="list-style-type: none"><li>[ ] 情報提供ネットワークシステム</li><li>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>[ ] 宛名システム等</li><li>[ ○ ] その他 （ 中間サーバー ）</li><li>[ ○ ] 庁内連携システム</li><li>[ ] 既存住民基本台帳システム</li><li>[ ○ ] 税務システム</li></ul>

システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、税務総合システムなど既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能: 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
システム4									
①システムの名称	レセプト管理システム								
②システムの機能	レセプト管理システムは、医療扶助のオンライン資格確認において、生活保護受給者の資格情報及び健診データを社会保険診療報酬支払基金の医療保険者等中間サーバにデータ連携する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 医療保険者等向け中間サーバー</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 医療保険者等向け中間サーバー	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 医療保険者等向け中間サーバー	)								

システム5	
①システムの名称	統合専用端末
②システムの機能	統合専用端末は、医療保険者等および福祉事務所が、医療保険者等向け中間サーバー等の業務運用・管理の実施にあたり、当該業務運用・管理のみを目的として利用する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （医療保険者等向け中間サーバー）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー
②システムの機能	1 レセプト管理システム及び統合専用端末から医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 2 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 3 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※2～4は社会保険診療報酬支払基金への委託により実施
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （レセプト管理システム、統合専用端末）
3. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の15項

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>[提供側]            ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項</p> <p>※番号法第19条第8号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定</p> <p>[照会側]            ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	奈良県福祉医療部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
7. 他の評価実施機関	
奈良県中和福祉事務所及び奈良県吉野福祉事務所	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・奈良県郡部福祉事務所で生活保護を申請、受給している方または過去に受給していた方。
その必要性	生活に困窮する国民に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立助長するため。生活保護受給期間中は国民年金の納付法定免除期間になるため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、連絡先、その他住民票関係情報: ①保護申請に伴う資産、収入等の調査、在住要件を確認するため、②本人への連絡等のため、③保護決定通知書等の住所等を印刷するために保有</li> <li>・地方税関係情報: 固定資産、自動車所有等の把握のために保有</li> <li>・健康・医療関係情報: 他法他施策の活用のために保有</li> <li>・医療保険関係情報: 医療券(併用券)発行のために保有</li> <li>・児童福祉・子育て関係情報: 児童養育加算、母子加算、妊産婦加算等のために保有</li> <li>・障害者関係情報: 障害者加算の認定等のために保有</li> <li>・生活保護関係情報: 移管ケース、重複受給を避ける等のために保有</li> <li>・介護関係情報: 介護扶助のために保有</li> <li>・雇用・労働関係情報、年金関係情報: 収入認定等のために保有</li> <li>・学校教育関係情報: 教育扶助、生業扶助(高等学校等就学費)等のために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月
⑥事務担当部署	奈良県中和福祉事務所及び奈良県吉野福祉事務所



3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他の都道府県、年金事務所、県内の福祉事務所、町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	生活保護の決定及び実施又は徴収金の徴収を行うため。 医療扶助の実施による、医療扶助オンライン資格確認のため。	
④使用の主体	使用部署	奈良県中和福祉事務所及び奈良県吉野福祉事務所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	年金、固定資産税、自動車税、市町村民税(非)課税証明書、公的医療保険証、戸籍、世帯全員の住民票等各種回答書から、生活保護の要否を判定し、扶助費を決定する。 医療保険者等向け中間サーバーへ連携し、医療扶助のオンライン資格確認を実施。	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規申請者については、団体内統合宛名システムを介して直近の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)と突合を行う。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムから入手した、生活保護関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者関係情報、児童福祉・子育て関係情報、介護関係情報、雇用・労働関係情報、年金関係情報、学校教育関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報等との突合を行う。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
生活保護システム運用		
①委託内容	生活保護システム運用管理、機器の保守及び仕様変更等	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	北日本コンピューターサービス株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
レセプト管理システム運用		
①委託内容	レセプト管理システム運用管理、機器の保守及び仕様変更等	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b>		
医療扶助のオンライン資格確認に係る業務		
①委託内容	・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	
②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	社会保険診療報酬支払基金	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、その他本県が求める情報について記載した書面による再委託申請等の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)
	⑥再委託事項	支払基金との協議により決定

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 31 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事 等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ※番号法第19条第8号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 他30事務
③提供する情報	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	奈良県郡部福祉事務所で生活保護を申請、受給している方または過去に受給していた方。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を求められたら都度

移転先1	教育振興課
①法令上の根拠	奈良県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び第2項
②移転先における用途	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等(奈良県内に住所を有する者に限る。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
③移転する情報	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 1万人以上10万人未満 ]</div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	奈良県郡部福祉事務所で生活保護を申請、受給している方または過去に受給していた方。
⑥移転方法	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 専用線</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 紙</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</div> </div>
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<p>&lt;生活保護システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パスワードにより権限管理を行う。支出関係は更に別のパスワードにより権限管理を行う。</li> <li>・特定個人情報は、データセンターの生活保護システムサーバー内に保存。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入退室管理システムを行っているサーバー室で管理すると共に、監視カメラによる入退室者及びシステム操作者の監視を行う。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室内に設置された団体内統合宛名システムのデータベース内に保存し、バックアップは遠隔地のデータセンターのサーバー室で保存することとしている。</li> </ul>
<b>7. 備考</b>	
-	

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

＜住所要件＞

個人番号、郵便番号、住所、方書、氏名カナ、氏名漢字、本籍、電話番号、携帯電話番号、外国人登録番号、通称名、在留資格区分、地区区分、  
級地区区分、冬期加算地域区分、宛先住所郵便番号、宛先住所、宛先氏名カナ、宛先氏名漢字

＜統計要件＞

労働力類型、世帯類型、訪問類型、費用区分、単給・併給区分、世帯分離有無、担当民生委員、担当CW、訪問実施日、訪問回数、ケース記録

＜保護世帯構成員＞

個人番号、住民番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、本籍、保護年齢、続柄、国籍、異動日、異動事由、外国人登録番号、通称名、在留資格区分、世帯開廃管理開始日、世帯開廃管理終了日(世帯分離・世帯構成員保護停廃止)

＜扶養義務者＞

郵便番号、住所、方書、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、本籍、保護年齢、続柄、国籍、通称名、在留資格区分

＜生活扶助要件＞

入退院(所)・転院(所)先病院(施設)名、入院(入所)日、退院(退所)日、施設事務費、泊数、利用料

生活扶助額(基準額、決定額)、各種加算(基準額、決定額、開始年月)

重複調整(適用有無、調整後金額)

＜住宅扶助要件＞

入居形態、実家賃額(月額・日額)、決定額(開変月・普通月)、使用者番号、契約期限

＜教育扶助要件＞

学年、学校名、基準金額、学級費、給食費、交通費、その他教育扶助

＜一時扶助要件＞

支給区分、扶助細目、決定額(開変月・普通月)、数量、有効期限(おむつ等)

【期末一時扶助: 決定、支払先施設、種別】

＜その他扶助要件＞

【生業扶助】

生業金額、技能習得手当(開変月・普通月)期限、交通費(開変月・普通月)、就職支度金

【葬祭扶助】

葬祭金額、支給区分、遺留金

【出産扶助】

出産金額、衛生材料費

＜収入要件＞

年金手当(種別・受領額・除外額・認定額)、就労外収入(種別・収入額)、就労収入(種別・収入・所得税・交通費・社会保険料・組合費・その他・実収入)、控除額(基礎控除・新規就労控除・未成年者控除・特別控除[基準・算定額]・租税公課、必要経費)、開始・終了年月(新規就労控除)

＜介護扶助要件＞

介護保険者、被保険者番号、開始年月、終了年月、決定額(開変月・普通月)、介護保険料特別徴収有無、保険料代理納付有無

＜医療扶助要件＞

医療保険一部負担金、請求点数、決定点数、薬剤一部負担金、医療介護区分、医療開始日、医療終了日、医療機関名、患者負担額、食事療養費、検診時間、公費負担者番号、社会保険記号、社会保険番号、社会保険種類、社会保険受給資格取得日、社会保険受給資格喪失日、傷病名、診療年月、診療日数、診療実日数、人工栄養費、過誤調整処理年月

＜他法要件＞

結核・精神・自立支援(受給者番号、患者負担額、請求年月、請求点数、負担割合、負担者番号)

＜保護受給者口座情報＞

金融機関コード、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義カナ、口座名義漢字、支給金額、分割支給有無

＜代理納付口座情報＞

金融機関コード、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義カナ、口座名義漢字、支給金額、分割支給有無

＜返還金・弁償金債権管理情報＞

地方自治法施行令第159条額(返還金・現年度歳出入)、地方自治法施行令第160条額(返還金・過年度収入)、生活保護法第63条

額(弁償金)、生活保護法第78条額(弁償金)、調定年月日、調定理由、過払金収入充当予定額、収入充当額、累積入金額、未納残額、不納欠損額、収入未済繰越額、納付年月日、納付金額

＜法外扶助要件＞

支給区分、扶助細目、決定額、数量

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
生活保護ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;生活保護システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者等が書面を提出する際、世帯主及び世帯員以外の情報を誤って記入することがないようにチェックを行う。</li> <li>・情報提供ネットワーク等を通じて入手する際も、対象者以外の情報を入手しないこととする。</li> </ul> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムは、番号制度利用対象システムのみ接続し、対象外のシステムは接続しない。</li> <li>・団体内統合宛名システムは、主に業務システムから統合宛名管理上で必要な項目のみ連携することを想定しており、業務データは保有しない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;生活保護システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護システムには、生活保護に関係のない情報を保有しない。</li> <li>・生活保護システムは、庁内において団体内統合宛名システムを介して、特定個人情報の受け渡しを行うが、情報提供ネットワークシステムへの情報照会、情報提供を行う場合に必要な連携時の受け渡し時だけに制限する。</li> </ul> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた業務に従事する職員以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みであり、団体内統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持しており、当該事務に必要なない情報との紐付けは物理的に不可能である。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている                                      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;生活保護システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの利用においては、ユーザIDによる識別と暗証番号による認証を実施している。</li> </ul> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止し、個人ごとにユーザIDを付与する。</li> <li>・認証後は、利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要ない時はシステムを起動させない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。</li> <li>・端末機のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>&lt;生活保護システムにおける措置&gt; 委託契約書において個人情報取扱特記事項を明記している。 ・秘密の保持 ・収集の制限 ・目的外利用・提供の禁止 ・漏えい、滅失及びびき損の防止 ・従事者の監督 ・複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止(承諾を受けたものは除く) ・資料等の返還等 ・取扱状況についての指示等 ・事故発生時における報告</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; 委託契約書において個人情報取扱特記事項を明記している。 ・秘密の保持 ・収集の制限 ・目的外利用・提供の禁止 ・漏えい、滅失及びびき損の防止 ・従事者の監督 ・情報の複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止(承諾を受けたものは除く) ・資料等の返還等 ・取扱状況についての指示等 ・事故発生時における報告</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;生活保護システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法の規定に基づき、各業務と団体内統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、法規定に従い、業務以外に利用することを禁止する。</li> <li>・特定個人情報にアクセスできる職員は必要最小限とし、かつ団体内統合宛名システムにおいて業務上必要なデータのみアクセスできるよう制御する。また、操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。</li> <li>・ファイアウォール、ルーター等のシステム防護措置により、団体内統合宛名システムを無権限のアクセスから保護する措置を講ずる。</li> <li>・ネットワーク上の利用制限により、庁外から団体内統合宛名システムへ接続することを制限する。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>			



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;生活保護システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に個人情報保護に関する研修を受講させる。</li> <li>・委託業者に対して、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては懲罰の対象となりうる。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、特定個人情報を扱う業務に携わる前に個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・委託業者に対して、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付けている。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> </ul>	
10. その他のリスク対策		
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul>		

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	奈良県総務部法務文書課 県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	奈良県福祉医療部地域福祉課 保護係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8548 FAX:0742-22-5709
②対応方法	問い合わせ時に、問い合わせ内容と対応内容を記録しておく。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年2月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>第22条第2号から第5号まで、同条第7号、同条第9号、同条第10号、第28条1号ハ</p> <p>第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ及び同条第4号イ</p> <p>※番号法第19条第7号 別表第二の30の項、50の項、90の項、116の項及び120の項に係る主務省令は未制定</p>	<p>[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>第22条第2号から第5号まで、同条第7号、同条第9号、同条第10号、第26条の四第1号、第28条1号ハ</p> <p>第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ及び第59条の二第1号チ</p> <p>※番号法第19条第7号 別表第二の30の項、90の項及び120の項に係る主務省令は未制定</p>	事後	根拠法令改正による修正（法令等の改正による条項等の形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事後に報告）
平成29年7月27日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域福祉課長 奥田 善之	地域福祉課長 山田 享子	事後	人事異動による修正（その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告）
平成29年7月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成28年4月	事後	実際の保有開始日を記載（その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告）
平成29年7月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日	平成28年4月1日	事後	実際の使用開始日を記載（その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告）
平成29年7月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1~24 ⑦次期・頻度	照会を求められたら都度(平成26年度実績なし)	照会を求められたら都度	事後	直近の状況を記載（その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告）
平成29年7月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	・特定個人情報は、中和、吉野福祉事務所の生活保護システムサーバー内に保存。	・特定個人情報は、データセンターの生活保護システムサーバー内に保存。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更該当しないため。

平成31年3月8日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	奈良県健康福祉部地域福祉課	奈良県福祉医療部地域福祉課	事後	組織改編による修正 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成31年3月8日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域福祉課長 山田 享子	地域福祉課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総務部総務課県政情報係	総務部法務文書課県政情報係	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	奈良県健康福祉部地域福祉課 保護係	奈良県福祉医療部地域福祉課 保護係	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先		移転先1に教育振興課を追加	事後	奈良県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正による変更
平成31年3月8日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月27日		事後	時点修正

<p>令和2年3月17日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能</p>	<p>1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。 2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。 3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。 4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。 5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。 6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。 7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。 8 共通変換機能 既存システムの間接サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。 9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。 10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。 11 住民基本台帳ネットワークシステムとの回線連携機能 住民基本台帳ネットワークシステムと回線連携</p>	<p>1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。 2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。 3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。 4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。 5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。 6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。 7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。 8 共通変換機能 既存システムの間接サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。 9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。 10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告</p>
------------------	---	---	---	-----------	---

令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[○]住民基本台帳ネットワークシステム	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第11条第1号、第12条第1号へ、同条第2号イ、同条第3号ホ、同条第4号、第17条第1号、第19条第1号チ、同条第2号から第5号まで、第20条第4号から第10号まで、第21条第1号ハ、同条第4号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第22条第2号から第5号まで、同条第7号、同条第9号、同条第10号、第26条の四第1号、第28条1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号チ、同条第2号から第5号まで、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、第52条、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ハ、第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ及び第59条の二第1号チ</li> <li>※番号法第19条第7号 別表第二の30の項、90の項及び120の項に係る主務省令は未制定</li> </ul>	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号二、同条第2号、同条第3号ロ、同条第4号、第11条第1号二、同条第2号、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から第6号まで、第20条第4号から第11号まで、第21条第1号ハ、同条第5号から第6号まで、同条第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第26条の四第1号、第28条1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、同条同項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第15号イ、同条同項第16号イ、同条同項第17号イ、同条同項第18号イ、同条同項第19号イ、同条同項第20号イ、同条同項第21号イ、同条同項第22号イ、同条同項第23号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第2号、同条第3号、同条第4号及び第59条の二第1号リ、第59条の三第1号イ、同条同項第2号イ</li> <li>※番号法第19条第7号 別表第二の30の項</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和2年3月17日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条各号 ※番号法第19条第7号 別表第二の26の項のうち、労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報、災害救助法による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報、社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報、年金給付関係情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費の支給に関する情報又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報に係る主務省令は未制定	[照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条各号 ※番号法第19条第7号 別表第二の26の項のうち、労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報、災害救助法による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報、自立支度金、一時金、一時帰国旅費の支給に関する情報又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報に係る主務省令は未制定	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の10の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号イ、同条第2号イ及び同条第3号イ	・番号法第19条第7号 別表第二の10の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ニ、同条第2号及び同条第3号ロ、同条第4号ニ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の14の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第11条第1号	・番号法第19条第7号 別表第二の14の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第11条第1号ニ、同条第2号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ヘ、同条第2号イ、同条第3号ホ及び同条第4号	・番号法第19条第7号 別表第二の16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ及び同条第4号リ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号チ及び同条第2号から第5号まで	・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号又及び同条第2号から第6号まで	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第4号から第10号まで	・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第4号から第11号まで	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条第1号ハ、同条第4号から第5号まで、及び同条第7号から第9号まで	・番号法第19条第7号 別表第二の28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条第1号ハ、同条第5号から第6号まで、及び同条第8号から第10号まで	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の31の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条第2号から第5号まで、同条第7号、同条第9号及び同条第10号	・番号法第19条第7号 別表第二の31の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号及び同条第11号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号チ及び同条第2号から第5号まで	・番号法第19条第7号 別表第二の87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号ヌ及び同条第2号から第6号まで	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ及び同条同項第11号イ	・番号法第19条第7号 別表第二の94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ及び同条同項第11号イ、同条同項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第15号イ、同条同項第16号イ、同条同項第17号イ、同条同項第18号イ、同条同項第19号イ、同条同項第20号イ、同条同項第21号イ、同条同項第22号イ、同条同項第23号イ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先21 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の106の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条第1号ハ、同条第2号ハ及び同条第3号ハ	・番号法第19条第7号 別表第二の106の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条第1号ホ、同条第2号ニ及び同条第3号ハ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先22 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ及び同条第4号イ	・番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号リ、同条第2号、同条第3号及び同条第4号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先23 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の116の項 ※番号法第19条第7号 別表第二の116の項に係る主務省令は未制定	・番号法第19条第7号 別表第二の116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の二第1号リ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告



令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先24 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の120の項 ※番号法第19条第7号 別表第二の120の項に係る主務省令は未制定	・番号法第19条第7号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の三第1号イ、同条同項第2号イ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[○] 税務システム	[ ] 税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	平成31年3月8日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[提供側]</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第11条第1号、第12条第1号へ、同条第2号イ、同条第3号ホ、同条第4号、第17条第1号、第19条第1号チ、同条第2号から第5号まで、第20条第4号から第10号まで、第21条第1号ハ、同条第4号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第22条第2号から第5号まで、同条第7号、同条第9号、同条第10号、第26条の四第1号、第28条第1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号チ、同条第2号から第5号まで、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、第52条、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ハ、第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ及び第59条の二第1号チ</p> <p>※番号法第19条第7号 別表第二の30の項、90の項及び120の項に係る主務省令は未制定</p> <p>[照会側]</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の26の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条各号</p> <p>※番号法第19条第7号 別表第二の26の項の</p>	<p>[提供側]</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号ヌ、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第20条第4号、同条第5号、同条第7号、同条第8号、同条第10号ロ、同条第11号、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第6号、同条第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、同条同項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第15号イ、同条同項第16号イ、同条同項第17号イ、同条同項第18号イ、同条同項第19号イ、同条同項第20号イ、同条同項第21号イ、同条同項第22</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和3年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	<p>提供先1 都道府県知事</p> <p>①法令上の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の9の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ及び同条第2号イ</li> </ul> <p>②提供先における用途</p> <p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務</p>	<p>提供先1 都道府県知事 等</p> <p>①法令上の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号又、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から第6号まで、第20条第4号、同条第5号、同条第7号、同条第8号、同条第10号ロ、同条第11号、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第6号、同条第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、同条同項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第15号イ、同条同項第16号イ、同条同項第17号イ、同条同項第18号イ、同条同項第19号イ、同条同項</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> </ul>	<p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</li> </ul>	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月19日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事前	重要な変更となるため事前に報告

令和3年3月19日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul>	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月19日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	奈良県総務部法務文書課 県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	奈良県総務部法務文書課 県政情報公関係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

<p>令和4年3月24日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>【提供例】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号又、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から第6号まで、第20条第4号、同条第5号、同条第7号、同条第8号、同条第10号ロ、同条第11号、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第6号、同条第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、同条同項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第15号イ、同条同項第16号イ、同条同項第17号イ、同条同項第18号イ、同条同項第19号イ、同条同項第20号イ、同条同項第21号イ、同条同項第22号イ、同条同項第23号イ、同条同項</p>	<p>【提供例】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号へ、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号又、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から第6号まで、第20条第5号、同条第6号、同条第9号、同条第11号ロ、同条第12号、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第6号、同条第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から第6号まで、第44条の2、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、同条同項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第15号イ、同条同項第16号イ、同条同項第17号イ、同条同項第18号イ、同条同項第19号イ、同条同項第20号イ、同条同項第21号イ、同条同項第22号イ、同条同項第23号イ、同条同項</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告</p>
------------------	---	---	---	-----------	---

令和4年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	<p>提供先1 都道府県知事又は市町村長 等</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号又、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から第6号まで、第20条第4号、同条第5号、同条第7号、同条第8号、同条第10号ロ、同条第11号、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第6号、同条第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、同条同項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第15号イ、同条同項第16号イ、同条同項第17号イ、同条同項第18号イ、同条同項第19号イ、同条同項</p>	<p>・番号法第19条第8号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号へ、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号又、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から第6号まで、第20条第5号、同条第6号、同条第9号、同条第11号ロ、同条第12号、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第6号、同条第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から第6号まで、第44条の2、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、同条同項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第15号イ、同条同項第16号イ、同条同項第17号イ、同条同項第18号イ、同条同項第19号イ、同条同項第20号イ、同条同項第21号イ、同条同項第22号イ、同条同項第23号イ、同条同項第24号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

<p>令和5年3月31日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号ヘ、第11条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号ヌ、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第20条第5号、同条第6号、同条第9号、同条第11号ロ、同条第12号、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第6号、同条第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第44条の2、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、同条同項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第15号イ、同条同項第16号イ、同条同項第17号イ、同条同項第18号イ、同条同項第19号イ、同条同項第20号イ、同条同項第21号イ、同条同項第22号イ、同条同項第23号イ、同条同項第24号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2</p>	<p>【提供側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号ヘ、第11条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号ヌ、第13条第3号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第20条第9号、同条第11号、同条第14号、同条第17号、同条第21号ロ、同条第22号、第21条第2号ハ、同条第10号、同条第11号、同条第13号から第15号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第2号イ、第24条第1号、第25条第10号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第44条の4、第47条第1項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第16号イ、同条同項第26号イ、同条同項第27号イ、同条同項第29号イ、同条同項第31号イから41号イ、同条同項第44号イから48号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号ニ、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第59条の2の2第1号リ、第59条の3第1号イ及び同条第2号イ</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告</p>
------------------	---	--	---	-----------	---

<p>令和5年3月31日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1</p>	<p>・番号法第19条第8号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項  ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号ヘ、第11条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号ヌ、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第20条第5号、同条第6号、同条第9号、同条第11号ロ、同条第12号、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第6号、同条第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第44条の2、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、同条同項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第15号イ、同条同項第16号イ、同条同項第17号イ、同条同項第18号イ、同条同項第19号イ、同条同項第20号イ、同条同項第21号イ、同条同項第22号イ、同条同項第23号イ、同条同項第24号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2</p>	<p>・番号法第19条第8号別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項  ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号ヘ、第11条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号ヌ、第13条第3号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第20条第9号、同条第11号、同条第14号、同条第17号、同条第21号ロ、同条第22号、第21条第2号ハ、同条第10号、同条第11号、同条第13号から第15号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第2号イ、第24条第1号、第25条第10号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第44条の4、第47条第1項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第16号イ、同条同項第26号イ、同条同項第27号イ、同条同項第29号イ、同条同項第31号イから41号イ、同条同項第44号イから48号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号ニ、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第59条の2の2第1号リ、第59条の3第1号イ及び同条第2号イ</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告</p>
------------------	--	--	--	-----------	---

令和5年8月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</p> <p>①保護の申請があった場合、その内容を生活保護システム(以下「システム」とする)にて登録・管理する。</p> <p>②申請世帯についてはシステムから照会文書を出し、保険会社・金融機関・年金事務所等への照会を行う。</p> <p>③保護開始以降はシステムにて受給世帯の現状を管理し、その上で各世帯の保護費の計算を行う。</p> <p>④保護費の返還等の事由が生じた場合には、システムにてその金額を算定し、徴収事務を行う。</p> <p>⑤就労開始により保護廃止となった世帯に対しては、システムで算定した就労自立支援給付金を支給する。</p> <p>⑥医療受診・介護保険利用状況もシステムにて登録・管理を行い、調書決裁の上、必要な医療券及び介護券を当該機関へ発行する。</p>	<p>生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</p> <p>①保護の申請があった場合、その内容を生活保護システム(以下「システム」とする)にて登録・管理する。</p> <p>②申請世帯についてはシステムから照会文書を出し、保険会社・金融機関・年金事務所等への照会を行う。</p> <p>③保護開始以降はシステムにて受給世帯の現状を管理し、その上で各世帯の保護費の計算を行う。</p> <p>④保護費の返還等の事由が生じた場合には、システムにてその金額を算定し、徴収事務を行う。</p> <p>⑤就労開始により保護廃止となった世帯に対しては、システムで算定した就労自立支援給付金を支給する。</p> <p>⑥医療受診・介護保険利用状況もシステムにて登録・管理を行い、調書決裁の上、必要な医療券及び介護券を当該機関へ発行する。</p> <p>※医療扶助の実施にあたっては、医療扶助オンライン資格確認に関する以下の事務を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</li> </ul>	事前	
令和5年8月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1②システムの機能	<p>奈良県内の郡部福祉事務所で保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行うシステム。</p> <p>①保護の申請内容を登録・管理。</p> <p>②保険会社・金融機関・年金事務所等への照会文書の出力。</p> <p>③受給世帯の現状を管理し、各世帯の保護費の計算を行う。</p> <p>④保護費の返還金額を算定する。</p> <p>⑤就労自立支援給付金を算定する。</p> <p>⑥医療受診・介護保険利用状況の登録・管理を行い、調書、医療券及び介護券を出力。</p>	<p>奈良県内の郡部福祉事務所で保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行うシステム。</p> <p>①保護の申請内容を登録・管理。</p> <p>②保険会社・金融機関・年金事務所等への照会文書の出力。</p> <p>③受給世帯の現状を管理し、各世帯の保護費の計算を行う。</p> <p>④保護費の返還金額を算定する。</p> <p>⑤就労自立支援給付金を算定する。</p> <p>⑥医療受診・介護保険利用状況の登録・管理を行い、調書、介護券を出力。</p> <p>※生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ医療券情報を連携</p>	事前	



令和5年8月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	記載なし	レセプト管理システムの追加	事前	
令和5年8月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	記載なし	統合専用端末の追加	事前	
令和5年8月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	記載なし	医療保険者等向け中間サーバーの追加	事前	
令和5年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	生活保護の決定及び実施又は徴収金の徴収を行うため。	生活保護の決定及び実施又は徴収金の徴収を行うため。 医療扶助の実施による、医療扶助オンライン資格確認のため。	事前	
令和5年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	年金、固定資産税、自動車税、市町村民税(非課税証明書、公的医療保険証、戸籍、世帯全員の住民票等各種回答書から、生活保護の要否を判定し、扶助費を決定する。	年金、固定資産税、自動車税、市町村民税(非課税証明書、公的医療保険証、戸籍、世帯全員の住民票等各種回答書から、生活保護の要否を判定し、扶助費を決定する。 医療保険者等向け中間サーバーへ連携し、医療扶助のオンライン資格確認を実施。	事前	
令和5年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	記載なし	レセプト管理システム運用の追加	事前	
令和5年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	記載なし	医療扶助のオンライン資格確認に係る業務の追加	事前	
令和6年3月22日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	時点修正
令和6年3月22日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の15項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	・番号法第9条第1項 別表第一の15項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う修正

<p>令和6年3月22日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>【提供側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号ハ、第11条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号ヌ、第13条第3号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第20条第9号、同条第11号、同条第14号、同条第17号、同条第21号ロ、同条第22号、第21条第2号ハ、同条第10号、同条第11号、同条第13号から第15号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第2号イ、第24条第1号、第25条第10号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第44条の4、第47条第1項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第16号イ、同条同項第26号イ、同条同項第27号イ、同条同項第29号イ、同条同項第31号イから41号イ、同条同項第44号イから48号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号ニ、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ハ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第59条の2の2第1号リ、第59条の3第1号イ及び同条第2号イ</p>	<p>【提供側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項</p> <p>※番号法第19条第8号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定</p> <p>【照会側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の改正に伴う修正</p>
------------------	---	---	---	-----------	-----------------------------

<p>令和6年3月22日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項          ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号ヘ、第11条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号ヌ、第13条第3号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第20条第9号、同条第11号、同条第14号、同条第17号、同条第21号ロ、同条第22号、第21条第2号ハ、同条第10号、同条第11号、同条第13号から第15号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第2号イ、第24条第1号、第25条第10号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第44条の4、第47条第1項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第16号イ、同条同項第26号イ、同条同項第27号イ、同条同項第29号イ、同条同項第31号イから41号イ、同条同項第44号イから48号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号ニ、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第59条の2の2第1号リ、第59条の3第1号イ及び同条第2号イ</p>	<p>・番号法第19条第8号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項</p> <p>※番号法第19条第8号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の改正に伴う修正</p>
------------------	--	--	--	-----------	-----------------------------